通勤手当の支給方法について（概要）

H16.4.1以降

1箇月当たり 55,000円以下の場合

○ 職員A（4月1日付け異動者）

▲は給料支給日（以下同じ）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月以降
JR利用分 6箇月定期券（60,000円）		▲ 支給単位期間　6箇月						6箇月 （10月～3月）
バス利用分 3箇月定期券（21,000円）		▲ 支給単位期間　3箇月			▲ 3箇月			3箇月 （10月～12月）
自転車利用分 （3km・2,300円）		▲ 支給単位期間 1箇月	▲ 1箇月	▲ 1箇月	▲ 1箇月	▲ 1箇月	▲ 1箇月	1箇月 （毎月）
通勤手当 支給額	J　R	60,000円						
	バ　ス	21,000円			21,000円			
	自転車	2,300円	2,300円	2,300円	2,300円	2,300円	2,300円	
	合　計	83,300円	2,300円	2,300円	23,300円	2,300円	2,300円	

※それぞれの支給単位期間の最初の月に支給

1箇月当たりの額	19,300円

←「それぞれの運賃等相当額を支給単位期間の月数で除した額」と「自動車等の額」の合計額
（60,000円／6 ＋ 21,000円／3 ＋ 2,300円 ＝ 19,300円 → 55,000円以下）

○ 職員B（5月10日住居移転，6月から認定）

		6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月以降
JR利用分 6箇月定期券（90,000円）		▲ 支給単位期間　6箇月						6箇月 （12月～5月）
バス利用分 3箇月定期券（27,000円）		▲ 支給単位期間　3箇月			▲ 3箇月			3箇月 （12月～2月）
自動車利用分 （7km・6,700円）		▲ 支給単位期間 1箇月	▲ 1箇月	▲ 1箇月	▲ 1箇月	▲ 1箇月	▲ 1箇月	1箇月 （毎月）
通勤手当 支給額	J　R	90,000円						
	バ　ス	27,000円			27,000円			
	自動車	6,700円	6,700円	6,700円	6,700円	6,700円	6,700円	
	合　計	123,700円	6,700円	6,700円	33,700円	6,700円	6,700円	

※それぞれの支給単位期間の最初の月に支給

1箇月当たりの額	30,700円

←「それぞれの運賃等相当額を支給単位期間の月数で除した額」と「自動車等の額」の合計額
（90,000円／6 ＋ 27,000円／3 ＋ 6,700円 ＝ 30,700円 → 55,000円以下）

1箇月当たり 55,000円超の場合

○ 職員C（8月10日住居移転，9月から認定）

		9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月以降
JR利用分 6箇月定期券（180,000円）		△ （支給単位期間　6箇月）						（6箇月） （10月～3月）
バス利用分 3箇月定期券（27,000円）		△ （支給単位期間　3箇月）			（3箇月）			（3箇月） （10月～12月）
自動車利用分 （22km・18,700円）		△（1箇月）	（1箇月）	（1箇月）	（1箇月）	（1箇月）	（1箇月）	（1箇月） （毎月）
通勤手当 支給額	J　R							
	バ　ス							
	自動車							
	合　計	330,000円	0円	0円	0円	0円	0円	

※「55,000円×最長支給単位期間（本例の場合は6箇月）」の額を，最初の月に一括支給
（交通手段ごとの支給単位期間の概念は消滅）

1箇月当たりの額	57,700円
	⇩
	55,000円

←「それぞれの運賃等相当額を支給単位期間の月数で除した額」と「自動車等の額」の合計額
（180,000円／6 ＋ 27,000円／3 ＋ 18,700円 ＝ 57,700円 → 55,000円超）